						平成	3 0	年2	月	1 5	日	定例	教育	委	員会	ŧ	会議録	ı Ç					
1	開催	美日 時	持及で	「場所	沂																		
		平原)年2	2月	1 5	3 (木	;)	1	3 時	0 8	3分	~	1	4 🖡	寺4	5分						
	•	· 教育	季員]会3	 宦																		
2	出	席	者																				
	教育	長		松	Ш	禮	子				事	 務局	職員	 [
	委	員		野	原	正	美					 副教	育長	 :					石	原	佳	洋	
	委	員		竹	中	裕	紀					教育	次長	:					内	木		禎	
	委	員		近	藤	恵	里					教育	次長						折	戸	敏	仁	
	(希	省本1	委員	〕 、系	柒口衤	沾子 氡	委員は	欠馬	朝)			義務	教育	総	括監	:			服	部	和	也	
												総合教	育セン	/ <i>9</i> -	-長兼	教育	研修課長		坂	井	和	裕	
												教育	総務	課	長				平	野	孝	之	
												教育	総務	課	教育	主/	 管		堀		貴	雄	
												教育	総務	課	教育	主	 音		古	田	秀	人	
												教育 	財務	課	長 				林		裕	久	
												教職	員課	長					石	田	達	也	
												教職	員課	福	利厚	生	室長		若	野		明	
												教職 	員課	教	育主	管			服	部		照	
												学校 	安全	課	長 				三	輪	康	典	
												学校 	支援	課	長 				北	岡	龍	也	
												学校 	支援	課	教育	主	管 		渡	邊	勝	敏	
												特別	支援	教	育課	長			林		雅	浩	
												体育	健康	課	長 				野	田	正	明	
												体育 	健康	課	教育 	主	管 ·		中	JII 	浩	美 	
3	議 	₽日₹ 	呈等 																				
	報第	第1号	テ、幸	3第2	2号、	議第	第1号	及て	が議	第2	号に	こつし	ヽてま	岸 夕	開と	とす	ること	こを	央定	0			
4	会請	議録		J	J																		
	平原	太3()年1	月 2	29	∃開作	 崖の定	 E例孝		委員	会0)会詞	義録る	を承	、認。								
5	審調	 養の相																					
	 別海	 たのり	こおり)																			

会 議 録

発言者 発 言 内 容 () 書きは事務局発言

報第1号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について(非公開案件)

教育に関する事務に係る議案に対する意見について専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について(非公開案件)

教育に関する事務に係る議案に対する意見について専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第1号 教育に関する事務に係る予算(平成29年度3月補正)に対する意見について (非公開案件)

教育に関する事務に係る予算(平成30年度当初予算)に対する意見について 議第2号 (非公開案件)

教育に関する事務に係る予算(平成29年度3月補正)に対する意見について及び教育に関する事 務に係る予算(平成30年度当初予算)に対する意見について諮り、可決された。

本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第3号 平成30年度使用県立特別支援学校の教科書採択の一部変更について

特	別	支	援
教	育	課	長

平成30年度使用県立学校の教科書採択の一部変更について、専決したので報告し、 その承認を求めるものである。

来年度の特別支援学校で使用する教科書の採択については、既に9月定例教育委員会 においてお諮りし、決定いただいたが、平成29年12月に文部科学省より、特別支援 学校で教科書として使用する平成30年度の学校教育法附則第9条による一般図書の 供給不能図書について通知があった。これを受けて、この供給不能図書を採択していた 3校について、別紙のとおり代替となる図書を新たに選定し、採択変更を専決したので、 報告するものである。

教 育 長 なぜ供給不能になったのか。

特別支援 教育課長

理由までは伝えられていない。選定業者から「供給ができなくなった」との通知があっ たものである。

竹中委員 今まで3校は同じ教科書を使用していたが、今後は異なる教科書を使用するのか。ま た、教科書は学校が選んだものか。

特別支援 教育課長 そうである。学校が生徒の実態に合わせて適切なものを選んでいる。

教 育 長 報第3号について、挙手により採決する。

全員賛成により承認する。 教育長

- 2 -

議第3号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議題4号 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

議題5号 岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

学校支援課 長

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について、岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について一括してお諮りする。

今回お諮りする改正内容は、大きくわけて3つである。1点目は、「キッズウィーク」 についてである。昨年9月に学校教育法施行令が一部改正され、家庭及び地域における 体験的な学習活動や、その他の学習活動のための休業日を設けることができることとさ れた。これに対応するため、高等学校管理規則を改正し、同旨の休業日を各学校長が設 定することのできる旨を追記している。キッズウィークに関するものは、全ての高等学 校に設けさせるという趣旨のものではなく、各地域の実態や必要性に応じて設けること ができるよう改正をしている。高等学校に関しては、通学区域も広域になるため、地域 といっても学校ごとに実態が異なっている。小・中学校では、東濃地区や飛騨地区の一 部市町村において、地域のお祭りや行事の日に、域内の市町村立学校全てを休業日にす るなどの取り組みをしている。そのような地域においては、通学している子どもたちの 状況に合わせて休業日を設けることを、学校に検討していただこうと考えている。2点 目は、「学校運営協議会の設置に伴う改正」についてである。議第5号に、学校運営協 議会の設置等に関する規則の概要を記載させていただいている。これは、昨年3月に、 国で地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことにより公立学校 においては学校運営協議会の設置が努力義務とされた。岐阜県には、これまで県立の高 等学校・特別支援学校に学校運営協議会を設置する学校はなかったが、今回の法令改正 を受けて岐阜県においても対応を講じたところである。議第5号の6頁にコミュニ ティ・スクールのイメージを記載している。学校運営協議会の制度とは、高等学校・特 別支援学校の各学校に学校運営協議会を設け、地域の住民や保護者、学校運営に資する 活動を行う者などを委員に招き、学校の運営方針に関し決定をしていく仕組みである。 このため、学校管理規則を改正し、4月から県立高等学校10校及び特別支援学校1校 において実施することを検討している。学校の選定にあたり、G1・G2というかたち で現在も各地域において協議会を設け、今後の学校の在り方について検討しており、学 校運営協議会が目指す、地域にねざした学校の在り方を検討する素地が整っているた め、そのような学校を皮切りに始めたいと考えている。努力義務化されたということも あり、今後学校運営協議会を設置する学校の拡大についても考えなければならないが、 県立高等学校10校と特別支援学校1校の運用実態を見ながら、今後の拡大について再 度改めて教育委員会事務局の中で検討し、委員の皆様に意見をいただきたいと考えてい る。また、議第3号の2頁に記載のあるとおり、学校運営協議会の制度の創設に伴い、 高等学校管理規則の一部も改正することを検討している。 具体的には、全ての県立高等 学校に義務づけている学校評価の評価者に学校運営協議会の委員を追加する。各学校に 設置が義務づけられている学校評議員は、学校運営協議会と役割の重なる部分が多いた め、学校運営協議会を新たに設置する学校は、既存の学校評議員を設置しなくても良い との旨を伝えている。3点目は、「特別支援教育コーディネーターの設置に伴う改正」 である。昨今の高等学校等の現状に鑑み、特別な支援を要する生徒に対して特別な支援 をすることの重要性をふまえ、各学校に特別支援の業務に関し、総括をする職を新設し たいと考えている。6頁の新旧対照表を見ていただくと、特別支援教育コーディネー ターを各学校の課程ごとに設置することを検討している。想定として、学年主任や生徒 指導主事等と同様の主任相当職とし、一定の役割を持って各学校の中で活躍していただ く。これら3点の改正については、県立高等学校と同様に特別支援学校においても同様 の改正を行うが、議第4号特別支援学校管理規則については、これら3点に加えもう1 点改正事項がある。

特別支援

特別支援学校のもう1点の改正事項は、議第4号の(4)である。平成30年4月か

教育課長	(ら開校を検討している岐阜県立西濃高等特別支援学校の設置に伴い、特別支援学校の管理規則に別表の第二条関係を加える。これは、現在増加している高等部の軽度知的障がいがある生徒に対応するために、職業教育に特化した教育を行うことができるようにするためである。
竹中委員	議第3号の中で、家庭や地域における学習活動のために休日を設置するとのことだが、 小・中学校のように地域と連携されているところでは設置しやすいが、高等学校のよう に広域になる場合は設置しにくい。具体的にはどのような学校が対象となるのか。
学 校 支 援 課 長	
竹中委員	休業日は年間何日程度を検討しているのか。また、各学校には授業単位があるが、そ ことの関係はどうするのか。
学校支援課 長	ここで設ける休業日はそれほど多くはなく、数日単位であろうと考えている。高等学校は単位が厳密に設定されており、50分×35時間の授業で1単位となる。授業時間の確保についても併せて各学校において検討し、休業日を設けることとなる。
竹中委員	1日の授業時間が延びることになるのではないのか。
学校支援課 長	現状として単位数ギリギリの授業時間を設定しているわけではなく、余裕をもち年間 スケジュールを組んでいる。今の時期でいうとインフルエンザ等で授業ができなくなる 場合もあるため、そのようなことを踏まえたうえで、若干の余裕をもった年間スケジュー ルの設定がされている。
竹中委員	議第5号の学校運営協議会の設置において、教育委員会が方針を決定しているが、従来あるPTAの組織や地域の方など、協議会メンバーの選定の仕方により方向性が変わってくるのではないか。
学校支援課長	
竹中委員	運用のしかたが今の説明どおりであれば、11校は選定についての趣旨を理解して 行っていただくようお願いしたい。。
教 育 長	県立学校は初めて行う。義務教育関係の学校は県内で既に行っているが、その実態と 竹中委員の質問内容に関わることについて回答をいただきたい。
学校支援課長	市町村立学校においては、現在岐阜県内でも相当数が設置されている。例えば岐阜市は、全ての学校をコミュニティ・スクールにする運用をしている。把握している情報としては、既に導入している市町村が13、導入拡充予定が8あり、徐々に拡大している

	「状況である。全国的に見ても、平成29年度は3,600校程度がコミュニティ・スクー」
	ればてめる。主国的に足ても、平成23年度は3,000枚程度がコミューティ・スクールとなり、年々拡大をみせている。実際にコミュニティ・スクールでどこまでを議論するのかは、市町村によって様々である。岐阜市の場合は、あまり無理をしないコミュニティ・スクールの導入を推進しており、県立学校でも同様の趣旨で進めていきたいと考えている。従来、学校評議員の中で地域の方の意見も受け止めているため、その延長線上として、まずは各地域の方々に学校の実態を知っていただき、それを踏まえて学校の経営方針をみんなで協議していくというかたちから進めることができれば良いと考える。
教 育 長	数年前に教育委員の県外視察で三重県へ行ったが、団地の中にできた珍しいタイプのコミュニティ・スクールを見学した。県立学校の場合は地域というのが広範囲であるが、三重県のケースは新たにできたコミュニティーの中にコミュニティ・スクールと作るという異なったタイプの学校であった。
近藤委員	県立高等学校の特別支援教育コーディネーターの設置については、人を増やすという ことか。
学校支援課 長	議第3号の6頁に記載されている新旧対照表の中で線引きされている箇所が、改正されたものである。第十八条の二の3項を見ていただくと、「特別支援教育コーディネーターは、当該学校の教頭、教諭又は養護教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。」となっている。従って、今いる教職員に新たに役割を付与するということであり、これにより人が増員することはない。
特別支援教育課長	全ての各校でコーディネーターは既に置いている状況である。
近藤委員	置いている教職員を、主任相当にするという趣旨か。
学校支援 課 長	主任相当職として、手当も支給するようにする。
近藤委員	その選定は誰がするのか。記載されていること以外に制約はないのか。
学校支援 課 長	(特段の制約なはい。高等学校でいうと、学校長が校内の校務分掌をふまえ適任者を選定する。
教 育 長	学校の課程ごとに特別支援教育コーディネーターを置くということは、全日制・定時制・通信制ごとに設置するということか。飛騨高山高校のようなところは、3名置くのか。
学校支援 課 長	そうである。校舎が分かれている場合も別に置く。
教 育 長	議第3号から議第5号について、挙手により採決する。

(1) 第1回第3次教育ビジョン策定委員会の報告について

教育総務課 長

第1回第3次教育ビジョン策定委員会を2月に開催したのでご報告する。

1月29日に行われた前回の定例会において、教育ビジョンの策定を進めていく旨を説明し、2月1日に第1回の策定委員会を開催した。13名の委員に出席していただき、様々な分野から幅広い意見をいただいた。「人口減少に伴い、子どもの数も減っている。高校の存続に向けてどのようなビジョンをもっているのか。」という質問や「「岐阜県」の教育ビジョンとして一歩踏み込んだ内容を盛り込む必要がある。」との意見があり、中高一貫教育については、メリットやデメリット等賛否の意見があった。働き方改革の姿勢については、「考える子どもを育てるためには、教員が考えるものでなければならない。だが、現場の教員からは、考える余裕がない。学校の業務について、やるべきことが減らないのに、時間短縮だけが求められていることが問題である。」という意見もあった。更に、「すべての児童生徒にとって、複数の選択肢から選べるような環境づくりがビジョン策定で重要なことだと思う。」といった生徒や教職員など様々な視点からの意見をいただいたところである。来年度から、第3次教育ビジョンの策定を行うため、委員の方の意見をいただきたい。また、策定委員会やスクールミーティングなど様々な場でも幅広い意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

竹中委員

教育ビジョンについて、小中高校までは当然だと思うが、岐阜県として考える年代の 範囲として幼児も入るのか。また、連続性や中高一貫教育について委員から意見はな かったのか。

教育総務課 長

中高一貫というところでは、連続性などについて、肯定の意見や危惧される意見などがあった。高大の連携、幼稚園・保育園から学校までの意見はその場であまりなかった。

竹中委員

出席者の意見はほとんど教育についてだが、少子高齢化が進んでいる中での教育を検討しなければ、地域が疲弊してきてしまう。その中で、どのように存続していくのか考えなければ統廃合になってしまうのではないか。他の行政との兼ね合いや連携は考えているのか。

教育総務課長

今回は、経済界の方、教育現場やPTAの方、NPOで子どもの教育に関わっている方など幅広い14名の方に意見をいただいた。今後どのようなかたちで学校を運営していくのかについては、意見をいただくことになると思うが、統廃合についてもひとつのアイデアとして出ることがあれば対応することになるであろうと考える。いずれにしても各層から出た意見を受け止めながら進めていきたい。

(2) 県立高校の建替えについて

教育財務課 長

県立高校の建替えについてご報告する。

122頁をご覧下さい。現在岐阜県全体で、公共施設が修繕や建て替えの時期となる ため、全体の予算の平準化等をふまえた岐阜県県有建物長寿化計画の策定をしていると ころである。 その中で、 教育委員会は所管している県立学校も順次建て替えをしていく という一定の方向性がでた。これまでの経緯としては、宮城県沖大地震を受け、平成1 5年に「県立学校施設耐震化整備方針」を策定した。昭和30年代に建築された校舎は 改築をし、それ以外の校舎は耐震補強をする事業を進めてきた。昨日視察に行った岐阜 高校は、この方針に基づき本館は改築し、特別教室棟は旧華陽高校を改修した。その後、 中国四川大地震や岩手内陸地震などの大規模地震が発生したが、改築の順番を待ってい ると時間がかかるため、まず耐震補強工事を実施することとした。平成20年時点で未 着手の学校については、改築から耐震補強へと方針変更をした。一度補耐震強したため、 改築は10年程度先送りとし、平成31年度以降から順次改築していくこととなった。 124頁に記載のある、13校16校舎が昭和30年代に建築されたものである。全て の学校に複数の校舎があるが、全てを立て直すという学校はなく、2棟あればそのうち の1棟が改築の順番にきている。岐山高校は、昭和38年から51年の建築年だが、校 舎がひとつに繋がったものであり、当時の生徒数や教育課程等に合わせ横に増築してい るため、ひとつの棟であるが建築年度が異なる。基本的には、13校の中から古い順に 改築を行うという考え方であるが、現在、工業高校などについては、岐阜県産業教育審 議会で今後の在り方を検討いただき、それを基に来年度以降、課程等を一部見直すとい う状況である。小規模校については、活性化方策を順次検討していくところであるため、 当面は学校課程等の見直しが予定されていない学校から改築を進めていきたいと考え ている。来年度は、実際の改築に向けて、校舎の規模や配置場所、改築スケジュールを 検討する基本計画を策定する。123頁には、年代別の校舎数が記載されており、昭和 30年代は16棟、昭和40年代は89棟、昭和50年代は161棟と増加していく。 校舎の規模に関しては、統廃合等の話しも踏まえ検討をしていく。

竹中委員

今までの方針として、耐震を先行して行ったのは良かったと考える。耐震基準に沿った工事は全て終了したのか。

教育財務課 長

500平米以上の建物は、平成23年度までに、200平米以上の建物は、平成27年度までに耐震補強を完了している。

竹中委員

これから岐阜県の教育ビジョンが策定されるが、連動性について考えながら合わせて進めていただきたい。

教育財務課 長

竹中委員

予算配分が違うのかもしれないが、見学した高校ではパソコンが古いなど、備品に問題があった。耐震が完了しているとなると、建屋にかかるお金と備品では予算が異なるのか。

教育財務課 長

建屋と備品の予算は別である。普通科高校の情報教室のパソコンは教育財務課で所管 しているが、5~6年程度で更新し、予算を要求している。

学校支援課長

産業教育関係は学校支援課で調達している。産業教育は非常に古いものが多く、以前は国の補助に基づき県で手当を出していたが、国の補助がなくなった際に整備における予算が大幅に減少した時期があった。そのため、整備できなかったものが多くあったというのが実態である。昨年度、予算増額をしていただいたため、少しづつ整備を進めていくとともに、今後子どもが減少する中での学校の在り方について議論していかなければならない。議論をふまえながら、各学校に必要な施設は何かについても合わせて検討していきたい。

竹中委員

教育関係の予算は人件費が大きい。働き方改革を進めていくにあたり、教材の質を上げたり、教員の働き方改革を支援する教育関係のサポートなどの効率を上げながら、いかに予算を確保するのかを考えなければならない。

(3) 分限免職処分取消等請求事件に係る判決結果について

教職員課長

平成24年3月31日の「岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止」を理由に、分限免職処分を受けた元県職員2名の方から平成27年8月8日に提起された訴訟について、平成30年1月24日に岐阜地方裁判所から本件訴訟の判決言渡しがあったので、ご報告する。

訴訟の概要の事件名及び当事者については、資料に記載のとおりである。原告の主な主張は、「行財政改革アクションプランを受けて県がアカデミー廃止条例を制定したのは極めて恣意的で違法・無効である」、「アカデミーの廃止後の大学院の教員選任にあたっては、原告を恣意的に免職したこと、免職回避措置がとられていないことから、分限免職処分は違法である」というものである。裁判所の判断としては、「アカデミー廃止条例の制定行為は行政処分にあたらない」、「アカデミー廃止や分限処分について、県やIAMASの判断や手続きに違法又は不合理な点はない」、「十分な免職回避措置を講じなかったことに違法性は認められない」との判断がなされ、判決の結果、原告からの訴えは却下・棄却され、「県勝訴」となった。なお、今回の訴訟については、平成27年10月に教育委員会代理人として弁護士2名を選任し、訴訟に関する事務については、従前よりアカデミーの管理運営等を事務委任している商工労働部産業技術課が担当している。今回の判決結果についても、商工労働部産業技術課から報告を受けた内容を報告するものである。

竹中委員

IAMASと岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーは全く別の独立体同士なのか。

教職員課長

当時は、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの上部にIAMASがあった。IAM ASが大学院というかたちで、顧問が大学院へ統合した。

竹中委員

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーで行っていることを、I AMASに取り込んだということか。

教職員課長

IAMASは、学生へもう少し高度な部分の教育提供をしていると聞いている。IAMASの正式名称は情報科学芸術大学院大学であり、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーよりも高度な分野の教育である。

(4) 平成29年度ストレスチェックの実施結果について

福 利 厚 生 室 長

平成29年度ストレスチェックの実施結果についてご報告する。

「ストレスチェックの実施状況」と「集団分析結果」については、中間報告でご説明したとおりである。「医師の面接指導」については、ストレスチェックの結果、高スト

「レスと判定され、医師の面接指導が必要とされる412名について、面接を勧奨した結果、34人の方から希望があり、11月~12月にかけて面接を実施した。面接の結果、担当業務の軽減、時間外・休日勤務の制限、就業場所の変更などの就業上の制限・配慮が必要とされた方が13人あり、それぞれの職場で対応、あるいは検討をしている。また、面接指導は希望しないが結果を所属へ提供することに同意した方が117人あり、提供を受けた各所属において、管理職等による面談を実施し、職場におけるストレス要因の確認や職場環境の改善について配慮したところである。さらに、4に記載しているとおり、管理職等を対象に、ストレスチェックにおける集団分析の結果等を活用して、職場のストレス要因の解消につながる職場環境の改善手法を習得するための集合研修を2月9日に実施した。研修では、同僚の支援と上司の支援のテーマで意見交換等も行った。また、16日には、所属が抱える個別の相談に対応する個別相談会も開催する予定である。次年度においても、ストレスチェックを実施し、メンタルへルス不調を未然に防ぐ一次予防に取り組む。

竹中委員

高ストレス者が多くいるが、面接希望者が10%未満なのは問題ではないか。上司に情報を提供してほしくないという方もおり、病気と勘違いされている可能性がある。ストレスチェックそのものは、自身の仕事に対し様々な問題が起きているということを感知するためのものであり、病気ではない。上司や周囲の人が、専門科のカウンセリングを受診したほうが良いことなどを話せる雰囲気づくりをしなければならない。

近藤委員

体の病気と同じであるため、職場環境改善だけではいけないのではないか。

(5) 平成29年度第4回岐阜県道徳教育振興会議の報告について

学校支援課 長

平成29年度第4回岐阜県道徳教育振興会議を2月に開催したのでご報告する。

大きく分けて2点の議題があり、1点目は今年度の振り返り、2点目は来年度に向けた方向付けである。今年度は、道徳教育実践協力校として、小中高それぞれで取り組みをしていただいている。学校の取り組みについて評価する一方で、岐阜県全体の課題として、教員が型にはまった指導をしがちであるという御指摘があった。平成30年度から小学校で「特別の教科 道徳」が導入されるが、ひとつの方向性として、考え議論する道徳というものがキーワードとしてあがっている。型にはまった指導にこだわらず、子どもたちに考えさせ道徳性を高めていく指導の在り方を、来年度は模索していく重要性が示された。

(6) 平成29年度第3回新子どもかがやきプラン推進委員会の報告について

特別支援教育課長

昨年3月に策定した新子どもかがやきプランの進行状況の確認や課題の検討を行う、 平成29年度第3回新子どもかがやきプラン推進委員会を1月に開催したのでご報告 する。

今回は、来年度実施する取組をとりまとめた「アクションプラン2018」の策定について協議を行った。協議内容は5点あり、「高等特別支援学校の整備」、「高等学校における発達障がい等の支援」、「長期入院児童生徒の学習保障」、「既存の特別支援学校の環境整備」、「コア・スクールを中心とした教員の専門性の向上」について意見をいただいたところである。これらの意見を踏まえ、アクションプランを作成し、3月の臨時教育委員会で報告する。

(7) 平成29年度第3回岐阜県つながる食育推進委員会の報告について

体育健康課 長

平成29年度第3回岐阜県つながる食育推進委員会を1月24日に開催したのでご 報告する。

モデル校である下呂小学校から実践報告がされ、成果と課題について意見をいただいた。下呂市は地域の課題として減塩に取り組んでいる。その成果として、うす味の家庭の割合が増加した。その他の成果については、記載のあるとおりである。

事務局報告(その他)

- (1) 岐阜県における全国レベルの表彰について
- (2) 平成29年度教育委員行事予定について

教育総務課 長

岐阜県における全国レベル表彰の1月分として文化部門10件、スポーツ部門2件の表彰を掲載している。1月19日には、和牛甲子園で飛騨高山高等学校の生徒が最優秀賞を受賞した。また、平成29年度教育委員行事予定について、前回からの変更点は、網かけの箇所である。

その他

竹中委員

県内の高等学校を視察させていただいた。普通学校は岐阜高校を訪問したが、特色がだしにくい中でアクティブラーニングなど様々なことを行っており、大変良かった。その他の、岐阜工業高校、岐阜商業高校、岐阜農林高校も大変素晴らしく、専門性を学ぶ技能や資格取得にもチャレンジしており、魅力的であった。部活動においては、特に岐阜商業高校はとてもパワーがあった。また、子どもたちの将来を見据え、様々な選択肢の中で色を見つけながら行っていた。岐阜商業高校、岐阜農林高校の大学進学率は、6~7割で、4大へ行くなど様々な選択肢があり、高校時代から充実した人生を送っているという感じがした。皆さんが努力された結果ではないかと考える。

野原委員

2月2日に高山市民文化会館で行われた、専門高校生地域連携推進事業合同発表会へ参加した。各地区で発表会が行われており、どの高校も地域にねざした研究や発表であり、地域にその高校がなくてはならないという関係性が密接に出来ていると強く感じた。今後、子どもが減少するにあたり、高校が無くなっていく可能性がある地域も出てくると思うが、切り口としては、発表されている学校だけでなく、他の学校でも地域と密接な関係を模索し築き上げていただきたい。

近藤委員

なかなか岐阜地区の高校を訪問する機会がなかったが、昨日、今日と視察をさせていただいた。地域の差というのも現状であると思うが、小規模の学校とはパワーが違うと感じさせられた。4校を訪問し、高校が残っていくためには特色などがなければ難しいのではないかと感じた。

教 育 長

今回は都市部の普通科高校、専門科高校を視察したが、いずれの高校もクラス数が多い大規模校であった。小規模校であれば、2クラスしかないところもある。様々な地域をみていただき意見をいただきたいと考える。

閉会

14時45分、閉会を宣言する。